

### 職員の処分について

職員の処分をいたしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

#### 「職員の交通事故」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	緑区役所主査（42歳）
事案の概要	令和5年3月5日（日）午後9時7分頃、自家用自動車にて中央区宮下本町3丁目39番付近の交差点で赤信号に従い停止後、信号が青に変わったと誤認し、実際には赤信号の交差点に時速約20kmで進入し、交差する道路左側から青信号に従い進行してきた自動車と衝突し、運転手及び同乗者にそれぞれ全治約2週間の怪我を負わせたもの。 このことにより、令和5年6月26日付けで30日間の運転免許停止処分、同年8月17日付けで罰金50万円の略式命令を受けた。
処分の内容	戒告
処分年月日	令和6年1月16日

問い合わせ 人事・給与課  
電話 042-769-8213